

障害者(児)を守る「ねっこの会」会則

第1条(会の名称と事務局所在地)

- ・(会の名称) 障害者(児)を守る「ねっこの会」とします。
- ・(事務局所在地) 愛知県一宮市木曾川町外割田字西郷西151番地

第2条(会の目的)

わたくしたちは、障害者児・親・地域住民の協力により、障害者児が安心して生活する場と働く場を保障することを目的とします。

第3条(会員・会費)

- (1) 会の目的に賛同し、「会則」を認め、会費を納める個人・家族は誰でも会に参加することができます。
- (2) 会員は機関紙の配布を受けることができます。
- (3) 会費は個人が月額400円、家族が月額600円とします。

第4条(名誉会員)

会員の中で、会に対しての著しい貢献者について、名誉会員を選ぶことができます。名誉会員は総会での議決権を有し、会費は無しとします。但し慶弔規定の範囲外とします。

第5条(事業及び活動)

- (1) 例会の開催。
- (2) 機関紙の発行。
- (3) 障害者児の働く場・生活する場を保障するためのあらゆる事業。

第6条(役員会)

- (1) 会員の中より会長1名、副会長若干名、各グループ長、各委員長、事務局長1名、事務局次長2名を選び役員会を構成し、会の運営にあたります。又、会員の中より会計監査を1名選びます。
- (2) 役員の任期は1年とします。但し、再任をさまたげません。
- (3) 役員は総会において、出席者総数の過半数以上の賛成によって選出されます。

第7条(事務局)

- (1) 事務局は役員会の総括のもとに日常的な実務活動を行います。
- (2) 事務局員は役員会の承認を得られたものに会長が委任します。

第8条(総会)

- (1) 総会は会の最高決議機関とし、年一回以上開きます。総会は次のことを決めます。
 - (イ) 活動報告
 - (ロ) 活動方針、予算、決算
 - (ハ) 役員、会計監査委員の選出
 - (ニ) 会則の改正、改廃
 - (ホ) その他
- (2) 総会における議案は、出席者総数の過半数以上の賛成によって決定されます。

第9条(財政)

- (1) この会の財政は、会費、寄付、補助金その他によりこれにあてます。
- (2) 会計年度は4月1日より翌年3月末日までとします。

第10条(相談員)

会員の中より相談員を選ぶことができます。相談員は必要に応じ、役員会に出席し、発言をすることができます。

第11条(名誉事務局長、永世会長)

会員の中より名誉事務局長を選ぶことができます。名誉事務局長は必要に応じ、事務局会議に出席し、発言することができます。又、歴代会長の中で、会に対しての著しい貢献者について、永世会長を選ぶことができます。

<付則>

- ① 改正 1982年9月12日
- ② 改正 1983年5月15日
- ③ 改正 1985年5月26日
- ④ 改正 1986年5月25日
- ⑤ 改正 1987年5月10日
- ⑥ 改正 1989年4月2日
- ⑦ 改正 1990年4月1日
- ⑧ 改正 1992年6月20日
- ⑨ 改正 1995年4月15日
- ⑩ 改正 2003年4月19日
- ⑪ 改正 2005年4月16日
- ⑫ 改正 2006年4月15日
- ⑬ 改正 2009年4月15日

障害者(児)を守る「ねっこの会」慶弔に関する規則

(目的) ねっこの会会員及び同居家族の慶弔について定めるものとします。

(慶弔事項及び支給金額)

- | | | | |
|-----------|-------------|------|---------|
| (1) 出産、結婚 | 会員 10,000 円 | | |
| (2) 死去 | 会員 5,000 円 | 同居家族 | 3,000 円 |
| (3) 各種見舞い | 会員 3,000 円 | 同居家族 | 2000 円 |

(付則)

- (1) この規則は、昭和60年3月10日より実施します。
- (2) ①改正 1986年5月25日
- ②改正 1992年6月20日
- ③改正 2006年4月15日